

## 道路上に張り出している樹木の伐採・剪定をお願いします。

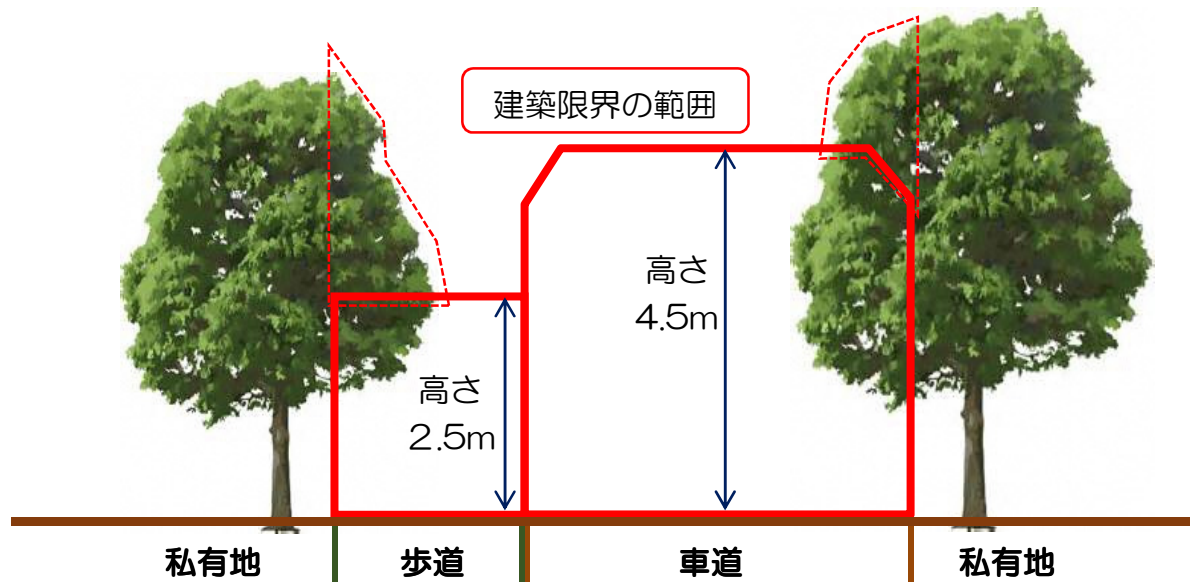
沿道の樹木の管理が適切に行われていないと、道路への枝の張り出し、枯れ枝の落下、倒木などにより、車両や歩行者等の通行に支障となることがあります。

沿道の土地所有者の皆さまには、通行車両等の安全確保のため、道路への倒木の危険性がないよう伐採や、道路上に樹木が張り出さないよう剪定するなど、適切な管理をお願いします。

なお、道路の建築限界を侵すなどの危険が迫った場合には、やむを得ず緊急措置として、道路管理者が通行の支障となる樹木の伐採・剪定を行い、道路の通行・安全の確保を行う場合がありますので、ご理解をお願いします。

〔伐採・剪定が必要となる範囲〕

○赤色の実線で囲まれた範囲及び赤色の点線で囲まれた範囲の伐採・剪定をお願いします。



〔伐採・剪定作業を行う際の注意事項〕

- 付近に電線や電話線がある場合は、事前に電気事業者（関西電力など）や通信事業者（NTT西日本など）にご相談ください。
- 作業にあたっては作業の安全確保、また、通行車両、歩行者等への安全確保に十分配慮してください。
- 道路上で作業する場合は、所定の手続き（道路占用許可等）が必要となる場合がありますので、詳しくは上記の土木事務所にお問い合わせください。

## 〔参考法令（抜粋）〕

### （道路の構造の基準） 道路法第30条

高速自動車国道及び国道の構造の技術的基準は、次に掲げる事項について政令で定める。

#### 三 建築限界

- 2 都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（前項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。）は、政令で定める。

### （建築限界） 道路構造令第12条

建築限界は、車道にあっては第1図、歩道及び自転車道又は自転車歩行者道（以下「自転車道等」という。）にあっては第2図に示すところによるものとする。

第1図（略） 車道 高さ4.5メートル

第2図（略） 歩道及び自転車道 高さ2.5メートル

### （道路に関する禁止行為） 道路法第43条

何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

### （竹木の枝の切除及び根の切取り） 民法第233条

隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。

- 2 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。

### （土地の工作物等の占有者及び所有者の責任） 民法第717条

土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。
- 3 前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者がいるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

### （正当防衛及び緊急避難） 民法第720条

他人の不法行為に対し、自己又は第三者の権利又は法律上保護される利益を防衛するため、やむを得ず加害行為をした者は、損害賠償の責任を負わない。ただし、被害者から不法行為をした者に対する損害賠償の請求を妨げない。

- 2 前項の規定は、他人の物から生じた急迫の危難を避けるためその物を損傷した場合について準用する。

【裁判判例】 損害賠償請求事件 和歌山地裁田辺支部 昭和46年(ワ)51号判決（確定）

道路上にはみ出した松の幹に乗用車が衝突し、付近住家に突っ込み塀を破損

（判決要旨） 途中略

松の木の所有者は民法第717条第2項に基づき、本件事故によって他人に与えた損害については、これを賠償する責任があるものということができる。